

第 1 4 2 4 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[告 示]

予防接種実施公告（2件）……………3
 甲府市レンタサイクル利用料の徴収事務の委託告示……………6
 一般廃棄物の処理実施計画を定めた旨の告示……………7
 固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の告示……………8
 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の
 収納事務の委託告示……………9
 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者の
 指定告示（3件）……………10
 地方自治法施行令第158条2項の規定に基づく収納事務の委託告
 示（2件）……………13
 道路の供用開始告示……………15
 地区計画原案の縦覧告示……………16
 入札告示……………17
 建築基準法による一団地の区域等の公告……………20
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………21

開発行為に関する工事の完了公告……………23
 入札告示……………24
 都市計画事業認可図書縦覧告示……………27
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………28
 開発行為に関する工事の完了公告……………29
 自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示……………30
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………31
 固定資産税・都市計画税納税通知書公示送達……………33
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………34
 開発行為に関する工事の完了公告……………36
 国民健康保険被保険者証無効告示……………37
 地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（4件）……………38
 国民健康保険料充当通知書公示送達……………42
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………43
 国民健康保険料納入通知書公示送達……………50
 入札告示……………51

介護保険被保険者証無効告示	54
基準該当障害福祉サービス事業者の登録更新公示（3件）	55
交付要求通知書公示送達	58
納期限変更告知書公示送達	59
入札告示（4件）	60
開発行為に関する工事の完了公告	70
納期限変更告知書公示送達	71
開発行為に関する工事の完了公告	72
入札公告（2件）	73
介護保険料更正通知書公示送達	79
介護保険料納入通知書・更正通知書公示送達	80
甲府市告示第78号の内容を訂正する告示	81
甲府市告示第77号の内容を訂正する告示	82
[教育委員会]	
甲府市立学校校舎等使用料条例に係る有料運動施設の使用料収納事務の委託告示	83
[農業委員会]	
甲府市農業委員会4月定例総会招集公告	84
[上下水道局]	
下水道事業受益者負担金賦課対象区域を定めた旨の公告	85
[任免辞令]	
市長事務部局	86
教育委員会	96

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

告示

甲府市告示第134号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成30年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 実施内容

平成30年4月1日～平成31年3月31日

種類	対象者		場所
B型肝炎	生後1歳に至るまでの間にある者		指定医療機関 (別掲)
Hib	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
	追加		
小児の肺炎球菌	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
	追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT - IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
BCG	生後1歳に至るまでの間にある者		
麻しん風しん混合 (MR) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満であって 小学校就学前の1年間にある者	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
	第2期	9歳以上13歳未満の者	

日本脳炎	特例※ ¹	平成7年4月2日から平成21年10月1日の間に生まれた者	指定医療機関 (別掲)
ジフテリア 破傷風 (DT トキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子		

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成30年4月1日

甲府市長 樋口雄一

1 実施内容

平成30年4月1日～平成31年3月31日

種類	対象者	場所
高齢者肺炎球菌	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（身体障害者手帳1級相当） 	<p>高齢者肺炎球菌 指定医療機関 (別掲)</p>

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適當な状態と判断した場合

甲府市告示第136号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、甲府市レンタサイクルの利用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 委託する相手方
所 在 甲府市丸の内二丁目30番5号
名 称 甲府ホテル旅館協同組合
代表理事 伴野 公亮
- 2 委託する期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 委託する事務
甲府市レンタサイクルの利用料の徴収事務

甲府市告示第137号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理実施計画を定めたので、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第22号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

平成30年4月1日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第138号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成30年度の固定資産の価格等について、同法第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録した。

平成30年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

子ども・子育て支援法附則第6条第5項及び甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則第3条第3項の規定に基づき、利用者負担額の収納事務を次のとおり保育所に委託したので、子ども・子育て支援法施行令附則第8条第1項の規定により告示する。

平成30年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 委託する相手方
別紙の平成30年度利用者負担額収納事務受託者（保育所代表者）一覧表のとおり
- 2 委託する期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 委託する事務
利用者負担額の収納事務

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定し、告示する。

平成30年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類
Master Card
VISA
JCB
American Express
Diners Club
SAISON CARD
Yahoo JAPAN
UC
TS3
- 4 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

甲府市告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定し、告示する。

平成30年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社
東京都港区東新橋1丁目9番2号
汐留住友ビル25階
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（ふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

甲府市告示第142号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定し、告示する。

平成30年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社イーコンテクト
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル5F
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（ふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

甲府市告示第143号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条2項の規定により、次のとおり収納事務の委託をし、告示する。

平成30年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収納事務委託者の名称及び主たる事務所の所在地
レッドホースコーポレーション株式会社
東京都江東区豊洲3丁目2番24号
- 2 収納事務を委託する歳入
寄附金歳入（ふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 収納事務を委託する期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

甲府市告示第144号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条2項の規定により、次のとおり収納事務の委託をし、告示する。

平成30年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収納事務委託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社さとふる
東京都中央区京橋2丁目2番1号
- 2 収納事務を委託する歳入
寄附金歳入（ふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 収納事務を委託する期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

甲府市告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成30年4月16日まで一般の縦覧に供する。

平成30年4月2日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	塔岩沢山宮線	甲府市平瀬町字上ノ平 1715番2地先から 甲府市平瀬町字上ノ平 1720番3地先まで	34.4	平成30年 4月2日

甲府市告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定に基づく、甲府市地区計画等の案の作成手続に関する条例第2条より、次のとおり告示し、当該地区計画等の原案の図書を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画等の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に提出することができる。

平成30年4月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 地区計画等の種類
甲府都市計画地区計画
- 2 地区計画等の名称
向町（3）地区地区計画
- 3 地区計画等を定める位置
甲府市向町の一部
- 4 地区計画等を定める土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 5 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市建設部まち開発室都市計画課
- 6 縦覧期間
平成30年4月2日から平成30年4月16日まで

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年4月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 入札番号 | 業務委託 第3号 |
| (2) 業務名称 | 市営林道維持管理業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 林道維持管理業務の受託実績を有する者又は平成20年4月1日以降に本市林道工事の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年4月2日（月）～平成30年4月10日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

- (2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年4月2日(月)～平成30年4月10日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
- イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年4月17日(火) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎4階 市民対話室
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、

かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第148号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項に規定する一団地総合設計を次のとおり認定したので、同条第8項の規定により公告する。

その計画書は、建設部まち開発室建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成30年4月3日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 対象区域 甲府市下小河原町字相の原318番5320番5
- 2 対象区域面積 983.05㎡

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり公募申込書及び事業提案書の提出を招請する。

平成30年4月4日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 業務名
甲府市認知症カフェ運営事業
- 2 業務概要
認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことができる「認知症カフェ」を開設し運営する。
- 3 事業期間
平成30年6月1日～平成31年3月31日
ただし、委託業務の実施状況が良好である場合、委託期間終了後1年間は今回の契約事業者と継続して単年度ごとに契約できるものとする。
- 4 参加資格要件
次の全ての条件を満たす者とする。
 - (1) 甲府市内に所在し、別紙仕様書に定める事業内容及び人員配置の履行が可能な法人であること。
 - (2) 事業を着実に実行することができ、適切な事業運営が確保できることを市長が認める法人であること。
 - (3) 事業実施中に生じた事故等に対応可能な保険に加入できる法人であること。
 - (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
 - (5) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
 - (6) 市税を滞納していない法人であること。
 - (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 募集要領等の配布
配布期間：平成30年4月4日（水）～4月11日（水）
日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
午前9時～午後5時
配布場所：甲府市福祉保健部福祉保健総室健康政策課

山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市役所本庁舎2階 健康政策課窓口

配布方法：直接配布とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。

6 公募申込書等の提出期間及び提出場所

提出期間：平成30年4月11日（水）～4月20日（金）

日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

午前9時～午後5時

提出場所：甲府市福祉保健部福祉保健総室健康政策課

山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号

甲府市役所本庁舎2階 健康政策課窓口

7 スケジュール（予定）

告示	平成30年4月 4日（水）
募集要領等の配布	平成30年4月 4日（水）～11日（水）
質問書の受付	平成30年4月 4日（水）～11日（水）午後5時
質問書の回答	平成30年4月11日（水）～17日（金）※順次回答
公募申込書等の提出	平成30年4月11日（水）～20日（金）
実地調査	平成30年4月18日（水）～平成30年5月7日（月）
選定結果通知発送	平成30年5月16日（水）～17日（木）
業務委託契約締結	平成30年6月1日（木）

8 連絡先

甲府市福祉保健部福祉保健総室健康政策課介護予防支援係

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号

TEL：055-237-5484

FAX：055-236-0118

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年4月6日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上町字天神1434番1、1434番3、1434番8及び
1434番10から1434番12まで
以上6筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上町1559番地
井出 文夫

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年4月9日

甲府市長 樋口雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第43号 |
| (2) 業務名称 | 平成30年度 甲府市立地適正化計画策定業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成31年3月15日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方公共団体等が行う立地適正化計画策定業務を受託し、本委託業務と同様の業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年4月9日(月)～平成30年4月19日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
平成30年4月19日(木)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成30年4月9日(月)～平成30年4月19日(木)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
平成30年4月19日(木)については、午後3時00分まで
イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年5月7日(月) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月9日

甲府市長 樋口雄一

- 1 施行者の名称 山梨県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業
3・4・33号 大手二丁目浅原橋線
- 3 事業計画
 - イ 事業地
 - (1) 収用の部分 山梨県甲府市中央四丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし
 - ロ 設計の概要
 - 起 点 山梨県甲府市中央四丁目140番1
 - 終 点 山梨県甲府市中央四丁目444番
 - 延 長 180m
 - 幅 員 18m
 - 車線の数 2車線
 - ハ 事業施行期間
 - 自 平成30年 4月 2日
 - 至 平成38年 3月31日
- 4 縦覧場所 甲府市建設部まち開発室都市計画課

甲府市告示第153号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成30年4月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年4月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字天屋7番3
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市青葉町14番7号
ヴェルレーヌA102号室
市川 憲人

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条例第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅南口自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成30年3月16日（金）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 Tel 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの、自転車の鍵

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり公募申込書及び事業提案書の提出を招請する。

平成30年4月11日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスC

2 業務概要

元気アップチェック（基本チェックリスト）により介護予防・日常生活支援サービス事業対象者として登録された者、あるいは要支援1及び2の認定を受けている者に対し、介護予防ケアマネジメントの結果、サービスを利用することで、介護予防を自分で実施するセルフケアにつながることを期待できる者に次の通所型サービスCを実施する。（詳細は各仕様書参照）

(1) 元気運動教室（運動機能の向上・器械あり）

(2) 元気運動教室（運動機能の向上・器械なし）

(3) わっはっ歯教室（口腔機能の向上）

3 事業期間

平成30年6月1日～平成31年3月31日

4 参加資格要件

次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 市内の会場で別紙仕様書に定める事業内容及び人員配置の履行が可能な法人又は個人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は団体であつてその役員が暴力団員でないこと。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及び構成員でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 国税及び事業所等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

5 募集要領等の配布

配布期間等：平成30年4月11日（水）～4月17日（火）

日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第

178号)に規定する休日を除く。

午前9時～午後5時

配布場所：甲府市福祉保健部福祉保健総室健康政策課

山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号

甲府市役所本庁舎2階 健康政策課窓口

配布方法：直接配布とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

6 公募申込書等の提出期間及び提出場所

提出期間等：平成30年4月19日（木）～5月2日（水）

日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

午前9時～午後5時

提出場所：甲府市福祉保健部福祉保健総室健康政策課

山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号

甲府市役所本庁舎2階 健康政策課窓口

7 スケジュール

告示	平成30年4月11日（水）
実施要領等の配布	平成30年4月11日（水）～17日（火）
質問書の受付	平成30年4月11日（水）～17日（火）午後5時
質問書の回答	平成30年4月17日（火）～23日（月）※順次回答
参加表明書等の提出	平成30年4月19日（木）～5月2日（水）
実地調査	平成30年4月25日（水）～5月10日（木）
選定結果通知発送	平成30年5月21日（月）
業務委託契約締結	平成30年6月1日（金）

8 連絡先

甲府市福祉保健部福祉保健総室健康政策課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号

TEL：055-237-5484

FAX：055-236-0118

甲府市告示第157号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年4月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------------------|
| 1 | 書類名 | 平成30年度 固定資産税・
都市計画税 納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市役所 市民部課税管理室資産税課 |

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

平成30年4月13日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

「(仮称)甲府市産業振興ビジョン」策定支援業務

2 業務概要

甲府市においては、産業を振興し地域活性化を図るため、中長期的な視点に立ち、市の産業分野全体の進むべき方向性や目標、重点施策等を定める「(仮称)甲府市産業振興ビジョン」を策定することとしている。

そのため、本業務においては、市の産業に関する現状分析、課題抽出等を行うとともに、「(仮称)甲府市産業振興ビジョン」策定に係る資料作成等の支援、策定委員会等の意見の取りまとめ、編集等を行うものとする。

3 履行期間

契約締結日から平成31年3月15日(金)までとする。

4 参加資格要件

本業務に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 平成25年度から平成29年度までの間に、国又は地方公共団体の産業振興に関するビジョン(又は計画)の策定に係る業務として、3,800千円以上の業務委託契約の履行実績を有する法人であること。
- (3) 管理責任者は、国又は地方公共団体が実施した産業振興に関するビジョン(又は計画)策定業務(3,800千円以上の業務委託契約)における実務経験があること。
- (4) 税の滞納がない者であること。(所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。)
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

5 手続等

- (1) 「（仮称）甲府市産業振興ビジョン」策定支援業務公募型プロポーザル実施要項（以下「公募型プロポーザル実施要項」という。）、「（仮称）甲府市産業振興ビジョン」策定支援業務委託仕様書及び「（仮称）甲府市産業振興ビジョン」策定支援業務公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領を甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期間及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項等を参照すること。

6 連絡先

甲府市産業部産業総室総務課（担当：石川、深澤）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL：055-237-5687（直通）

FAX：055-227-8065

電子メール sangssm@city.kofu.lg.jp

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年4月13日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市川田町字正里472番1、472番3から472番11まで及び474番1

以上11筆及び水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市朝気一丁目5番7号

アトム不動産株式会社

代表取締役 藤原 義輝

甲府市告示第160号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成30年4月13日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 名称 北大路自治会
- 2 変更事項
代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	藤 原 正 貴	松 本 公 夫
代表者 住 所	甲府市湯田1丁目12番8号	甲府市湯田1丁目13番12号

- 3 変更年月日 平成30年3月11日

甲府市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 小松町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	山本 隆	村田 英世
代表者 住所	甲府市小松町419番地	甲府市小松町353番地3

3 変更年月日 平成30年4月1日

甲府市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 上石田三丁目自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	小林道男	飯島茂雄
代表者 住所	甲府市上石田三丁目1番5号	甲府市上石田三丁目7番17号

3 変更年月日 平成30年4月1日

甲府市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 名称 三葉自治会
- 2 変更事項
代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	塩谷幸弘	坂本政彦
代表者 住所	甲府市湯村1丁目1番17号	甲府市塩部4丁目1番24号

- 3 変更年月日 平成30年3月25日

甲府市告示第165号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 充当通知書
- 2 発送日 別紙のとおり
- 3 返戻日 別紙のとおり
- 4 通知者 別紙のとおり（4件）
- 5 保管場所 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成30年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務概要等

- (1) 業務名 (仮称) 甲府市地域公共交通網形成計画策定業務委託 (以下「対象業務」という。)
- (2) 委託場所 山梨県甲府市地内
- (3) 業務概要 甲府市ならではの公共交通のあり方、公共交通の将来像の検討を行い、市民が将来にわたって安心して暮らすことのできる基盤づくりの実現に向けて計画策定業務を委託する。
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から平成31年3月29日

2 参加表明書及び企画提案書等の提出者に必要とされる要件

甲府市における測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、この公告で定める参加表明書の提出期限の日から選定結果通知までの期間((3)、(4)、(6)にあつては、それぞれに定める期間)に、次に掲げる要件のうち(9)と(10)を除くすべてを満たしている者であること。

任意の2者以上を構成員とする自主結成の特定設計業務共同企業体(以下「企業体」という。)として参加する場合は、その構成者が、単体企業として甲府市における測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格の認定を既に受けている者であり、この公告で定める参加表明書の提出期限の日から選定結果通知までの期間((3)、(4)、(6)にあつては、それぞれに定める期間)に、次に掲げる要件のうち(1)から(8)を満たしている者であること。また、企業体として(9)から(13)の参加要件を満たしていること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき甲府市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 公告の日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (4) 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又

は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 公告の日以降に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（昭和60年8月。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) J I S Q 9 0 0 1 : 2 0 0 8 の認証取得が必要とされている場合には、登録範囲には対象業務の内容を含んでいること。審査登録機関は、（財）日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものであること。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 企業体の構成員が単体法人又は他の企業体の構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (10) 企業体の出資比率は、代表構成員が構成員中最大であること。また、構成員の出資比率は1者あたり均等割の10分の6以上であること。
- (11) 平成17年4月1日以降に完了・引渡し済みの業務で、下記の同種業務を行った実績を有する者であること（企業体においては実績を有する代表構成員であること）。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限る。なお、業務実績の対象とする発注機関は、国又は地方公共団体とする。

●同種業務

- ・同種業務実績の対象は、都市・地域総合交通戦略、地域公共交通総合連携計画、地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画のいずれかの策定業務の元請実績があること。

- (12) 配置予定技術者の要件は、以下のとおりとする。

① 管理技術者及び主任技術者は、上記(11)における同種業務に関する担当実績を有する者でなければならない。

② 管理技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

技術士（当該業務に関連する部門）、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者若しくは R C C M のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは、次のとおりとする。

- ・関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績がある者
- ・関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績がある者
- ・これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る。）

※ R C C M と同等の能力を有する技術者とは、R C C M 資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格と

して申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。なお、指導的立場とは、受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

③ 照査技術者及び管理技術者は、15年以上の実務経験※を有する者であること。

④ 主任技術者は、10年以上の実務経験※を有する者であること。

⑤ 担当技術者（照査技術者、管理技術者、主任技術者以外の者）は、5年程度の実務経験※を有する者であること。

※照査技術者、管理技術者、主任技術者及び担当技術者の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野の実務経験のことを指すものとする。
〔他社（現在所属している事業所以外）等での実務経験も含む。〕

⑥ 照査技術者は、管理技術者、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

⑦ 原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は、病休・死亡・退職等の市が認める理由のほかは認めない。

⑧ 企業体の場合は、業務内容に応じ、各構成員が優れた技術を有する分野を担当しなければならない。

(13) 配置予定技術者の手持ち業務量に関する要件

① 配置予定管理技術者は、平成30年4月16日現在の全ての手持ち業務※の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

② 配置予定主任技術者は、平成30年4月16日現在の全ての手持ち業務※の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者であること。

③ 本業務の履行期間中は、配置管理技術者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととする。なお、主任技術者についても同様とし、金額及び件数は②に示すものに読み替える。

※なお、手持ち業務とは、管理技術者、主任技術者又は担当技術者として配置されている契約金額が500万円以上の業務とし、プロポーザル方式による本業務以外の業務で、配置予定技術者として特定済で未契約の業務を含む。

3 様式の配布

参加を希望する者には次を配布する。

- ・公募型プロポーザル方式 公告
- ・別紙1「資料作成要領」
- ・別紙2「業務仕様書」

- ・別紙3「特記仕様書」
- ・参加表明書等 様式-1～様式-5
- ・企画提案書等 様式-6～様式-8

(1) 配布期間

平成30年4月16日（月）から平成30年4月23日（月）まで

(2) 配布方法

「甲府市」ホームページ（以下「HP」という）からダウンロードすること。

甲府市HP

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp/keyaku/business/nyusatsu/nyusatsu-sonota-kobogata.html>

(3) 連絡先(契約担当窓口)

郵便番号 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市 企画部 リニア交通室 交通政策課

電話 055-237-5109（直通）

E-mail : koutuss@city.kofu.lg.jp

4 手続等

(1) 参加表明書等の受付期間及び提出方法

① 受付期間

平成30年4月17日（火）から平成30年4月24日（火）までの、「甲府市の休日を守る条例」（平成元年3月条例第13号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日（4月24日）は午後4時30分必着とする。

② 提出方法

参加表明書等の提出については、持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

③ 提出書類 参加表明書等（様式1～4の7、様式5及び添付資料）

④ 企画提案書の提出資格の有無の通知

後日、参加表明書等に基づき審査を行い、参加表明書等を提出した者が5者を超える場合は、このうち、評価の合計点が高いものから企画提案書等の提出者として5者選定する。この際、評価の合計点が同点となった提出者は全て選定するものとし、5者以上選定されたところで作業を終了する。企画提案書等の提出者に選定された者には、甲府市企画部リニア交通室交通政策課から電子メール及びFAXにより通知する。〔平成30年4月27日（金）予定〕

⑤ 選定理由に関する事項

1) 企画提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、その旨と理由（非選定理由）を、甲府市長から通知〔平成30年4月27日（金）（予定）〕する。

2) 1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面により甲府市長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。書面については、交通政策課あてに郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより送付すること。

3) 2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日

以内（市の休日を除く。）に電子メールにて回答する。

(2) 企画提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

平成30年4月27日（金）から平成30年5月11日（金）まで（市の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日（5月11日）は午後3時必着とする。

② 提出方法

4の(1)の②に同じ。

③ 提出書類

企画提案書等（様式－6～8、参考見積書及び添付資料）

企画提案書等の提出部数は10部とする。

(3) 企画提案書等に関するヒアリングの実施期日及び実施場所

① 実施期日 平成30年5月23日（水）（予定）

（実施時刻は別途通知する。また、実施期日に変更がある場合は別途通知する。）

② 実施場所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8－1

③ 発表及び質疑の対応は、配置予定主任技術者が行うものとする。

④ ヒアリングの際、資料を追加することは認めない。

(4) 企画提案書に関する要件

企画提案書等の提案者に選定された者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

① 実施方針

② 業務実施体制（業務フロー、工程表を含む）

③ 特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

◆自動車の利用から公共交通の利用へと転換を図るための利用促進方策について

◆鉄道及び路線バスなどの公共交通ネットワークの再編するに当たっての基本的な考え方、都市計画分野との連携方策について

◆将来的に導入可能な交通モードなどの技術提案について

(5) 参考見積書に関する要件

企画提案書等の提案者に選定された者は、参考見積書を提出すること。なお、参考見積金額には消費税及び地方消費税を含めた金額を提示すること。

（様式は任意）

(6) 業務委託予定者の特定方法

参加資格が有ると認めた者の、企画提案書等提出資料やヒアリング時の状況をもとに、選定委員会を経て業務委託予定者を特定する。

(7) 企画提案書を特定するための評価基準

① 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

1) 企画提案書の非特定事項

- ・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
 - ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
 - ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
 - ・実施方針等が0点である。
- 2) ヒアリングの非特定事項
- ・技術者自身の業務実績について説明できないなど、自ら主体的に携わったことが認められない。
 - ・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない。
 - ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。
- ② 評価項目
- 1) 基本事項（参加表明者の適格性）
業務推進体制、業務実績（同種業務の実績、山梨県内の受託実績）
 - 2) 基本事項（技術者の経験及び能力）
技術者の資格要件、専門技術力、専任性
 - 3) 企画提案書
実施方針、業務実施体制（業務フロー、工程表を含む）、特定テーマ及び価格
 - 4) ヒアリング
技術者としての基本的な技術力、技術提案書の内容に関する知識
- (8) 特定者への通知と見積書の提出に関する事項
- 特定した者に対して、甲府市長からその旨の通知〔平成30年5月24日（木）（予定）〕を行う。また、審査結果を甲府市HPへ記載する。
- 特定者は、業務内容を発注者と協議した上で、平成30年5月25日（金）（予定）午後3時までに見積書を契約担当窓口へ提出すること。
- (9) 特定理由に関する事項
- ① 業務委託予定者として特定されなかった者に対しては、その旨と理由（非特定理由）を、甲府市長から通知〔平成30年5月24日（木）（予定）〕する。
 - ② ①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に、書面により甲府市長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。書面については、交通政策課あてに郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより送付すること。
 - ③ ②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（市の休日を除く。）に電子メールにて回答する。
- 5 積算上限額（消費税及び地方消費税を含む。）
11,200千円
- 6 本公告に関する問い合わせ
平成30年4月17日（火）から平成30年4月23日（月）の（市の休日を除く。）毎日、午前9時から午後5時までに書面により質問すること。書面については、交通政策課あてに郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより送付する

こと。

回答については、質問を受け付けた日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内の午後5時までに甲府市HPにて回答する。

7 その他

- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 契約保証金は、免除する。
- ③ 対象業務の企画提案書等提出者選定については、参加表明書等を提出した者の中から選定する。従って、参加表明書等の提出があっても企画提案書等を提出することができるとは限らない。
- ④ 参加表明書等及び企画提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- ⑤ 詳細は、別紙1「資料作成要領」による。
- ⑥ 契約書作成を必要とする。
- ⑦ 提出資料等に虚偽の記載をした場合は、参加表明書等又は企画提案書等を無効とするとともに、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を行うことがある。
- ⑧ 参加表明及び企画提案に関わる説明は行わない。
- ⑨ 災害などにより、不測の事態が生じた場合は、本公告に関する手続きを延期することがある。

甲府市告示第167号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------|
| 1 書類名 | 平成29年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書
平成28年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市役所市民部市民総室国民健康保険課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号 | 第100号 |
| (2) 物件名 | 緊急時用浄水機 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年4月18日（水）～平成30年5月9日（水）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年4月18日(水)～平成30年5月9日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年5月21日(月) 午後1時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第169号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成30年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第2項に規定する基準該当障害福祉サービスの事業を行う者として、甲府市基準該当障害福祉サービス等事業者の登録等に関する規則（平成24年3月規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり登録を更新したので、同規則第10条の規定により公示します。

平成30年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者の名称及び所在地	公益社団法人 山梨勤労者医療協会 山梨県甲府市宝1丁目9番1号
2	事業所の名称及び所在地	石和共立病院 通所介護（介護予防）事業所 ふれあい 山梨県笛吹市石和町広瀬623番地
3	事業内容	基準該当生活介護
4	登録更新年月日	平成30年5月1日
5	事業所番号	1940100645
6	登録の有効期間	平成30年5月1日から 平成36年4月30日まで

甲府市告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第2項に規定する基準該当障害福祉サービスの事業を行う者として、甲府市基準該当障害福祉サービス等事業者の登録等に関する規則（平成24年3月規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり登録を更新したので、同規則第10条の規定により公示します。

平成30年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者の名称及び所在地	社会福祉法人 豊住福祉会 山梨県甲府市国母3丁目4番22号
2	事業所の名称及び所在地	りぼんデイサービスセンター 山梨県甲府市高畑2丁目8番2号
3	事業内容	基準該当生活介護
4	登録更新年月日	平成30年5月1日
5	事業所番号	1940100652
6	登録の有効期間	平成30年5月1日から 平成36年4月30日まで

甲府市告示第172号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第2項に規定する基準該当障害福祉サービスの事業を行う者として、甲府市基準該当障害福祉サービス等事業者の登録等に関する規則（平成24年3月規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり登録を更新したので、同規則第10条の規定により公示します。

平成30年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者の名称及び所在地	特定非営利活動法人 かんむら 山梨県甲府市上町871番地1
2	事業所の名称及び所在地	NPO法人 デイサービス かんむら 山梨県甲府市上町871番地1
3	事業内容	基準該当生活介護
4	登録更新年月日	平成30年5月1日
5	事業所番号	1940101106
6	登録の有効期間	平成30年5月1日から 平成36年4月30日まで

甲府市告示第173号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年4月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 交付要求通知書 | 市民発第10132号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第174号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年4月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 納期限変更告知書 | 市民発第10030号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第175号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 1号		
工事名	甲府市総合市民会館山の都アリーナ・サブアリーナ天井等耐震化工事		
工事場所	甲府市青沼三丁目5番44号		
工事概要	1	工事内容	構造・規模：SRC造 4階建 延べ面積13,153.33㎡ 施工部分面積 山の都アリーナ 2,220.46㎡ サブアリーナ 403.68㎡ 既存天井仕上・下地材撤去 新規天井仕上材（下地共）、照明器具下地取付 内壁タイル改修、屋上防水改修等
	2	工期	平成31年1月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	196,692,840円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A <u>特定建設業の許可</u>
	3	同種工事施工実績	公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1件の工事請負額が、9,800万円以上の実績に限る。元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型 (I)
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年5月8日
	3	申請書受付開始日	平成30年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成30年5月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年5月14日
	6	設計図書配付開始日	平成30年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成30年5月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年5月15日
	10	入札日時	平成30年5月23日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年5月28日
	12	開札日時	平成30年6月1日 午前9時
	13	落札者決定日	平成30年6月4日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年5月18日 午後5時まで
	2	回答	平成30年5月21日
価格以外の	1	質問	平成30年5月30日まで

評価に関する照会	2	回答	平成30年5月31日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年5月31日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年4月23日

甲府市長 樋口雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 2号		
工事名	H30都市計画道路和戸町竜王線舗装工事(中央四丁目工区)		
工事場所	甲府市中央四丁目地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 66 m アスファルト舗装工 A = 993 m ² (基層止め) 透水性舗装 A = 254 m ² (路盤止め) 縁石工 L = 111 m 縁石柵 N = 3箇所
	2	工期	平成30年8月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,059,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年5月8日

	3	申請書受付開始日	平成30年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成30年5月8日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年5月14日
	6	設計図書配付開始日	平成30年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成30年5月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年5月15日
	10	入札及び開札日時	平成30年5月23日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年5月18日 午後5時まで
	2	回答	平成30年5月21日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第177号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(機械) 3号		
工事名	甲府市斎場No.2系集塵機・排気設備改修工事		
工事場所	甲府市古府中町5079番地6		
工事概要	1	工事内容	No.2系集塵機(3号炉、4号炉)取替 他
	2	工期	平成30年11月22日まで
	3	予定価格 (税込み)	28,887,840円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	機械 直近の経営事項審査結果通知書の 総合評価値(P)600点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。 元請として平成15年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上の 場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (<u>本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。</u>)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年5月8日
	3	申請書受付開始日	平成30年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成30年5月8日 午後3時まで

	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年5月14日
	6	設計図書配付開始日	平成30年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成30年5月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年5月15日
	10	入札及び開札日時	平成30年5月23日 午前11時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年5月18日 午後5時まで
	2	回答	平成30年5月21日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成30年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(解体) 4号		
工事名	むつみ荘2・4・6・7号棟解体工事		
工事場所	甲府市北新一丁目311-1の一部		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市営団地むつみ荘解体（2・4・6・7号棟） 鉄筋コンクリート造 4階建て 延べ面積991.2㎡×1棟、 910.0㎡×1棟、 961.1㎡×1棟、 969.2㎡×1棟、 ・附帯工作物、樹木等撤去
	2	工期	平成30年11月2日まで
	3	予定価格 (税込み)	67,821,840円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	解体又はとび 直近の経営事項審査結果通知書の 実績評価値（P）800点以上 ※評価値については、直近の経営事項 審査結果通知書の総合評価値で「と び・土工・コンクリート・解体（経過 措置）」の数値とする。ただし、経過 措置の数値がない場合は、「とび・土 工・コンクリート」の数値とする。

	3	同種工事施工実績	公共施設等の解体工事。ただし、1件の工事請負額が、3,300万円以上の実績に限る。 元請として平成15年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成30年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成30年5月8日
	3	申請書受付開始日	平成30年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成30年5月8日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成30年5月14日
	6	設計図書配付開始日	平成30年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成30年5月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成30年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成30年5月15日
	10	入札日時	平成30年5月23日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成30年5月28日
	12	開札日時	平成30年6月1日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成30年6月4日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成30年5月18日 午後5時まで
	2	回答	平成30年5月21日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成30年5月30日まで
	2	回答	平成30年5月31日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成30年5月31日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択性とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市中町字前田91番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上今井町1971番地1
クレール上今井205号室
小池 琢哉
小池 由貴

甲府市告示第180号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成30年4月24日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 納期限変更告知書 | 市民発第10270号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年4月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市池田二丁目262番2、262番4の一部、262番5、262番6、262番8から262番15まで及び280番6

以上13筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市貢川本町4番19号

大和ハウス工業株式会社 山梨支店

支配人 野 志 征 生

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年4月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 入札番号 | 業務委託 第163号 |
| (2) 業務名称 | 第3次甲府市食育推進計画の検討に関する業務 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 平成29年度までに地方公共団体等が行う福祉計画策定業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年4月26日（木）～平成30年5月9日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階
電話055-237-5457
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年4月27日（金）～平成30年5月9日（水）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階
電話055-237-5457

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年5月25日（金） 午前11時30分
- (2) 場 所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎4階（市民対話室）
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：（契約金額の10/100）
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成30年4月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 入札番号 | 業務委託 第164号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市自殺対策推進計画策定に関する業務 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成31年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 平成29年度までに地方公共団体等が行う福祉計画策定業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成30年4月26日（木）～平成30年5月11日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階
電話055-237-5457
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成30年4月27日（金）～平成30年5月11日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階
電話055-237-5457

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年5月28日（月） 午前11時30分
- (2) 場 所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎7階（7-1会議室）
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：（契約金額の10/100）
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第184号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書
甲府市介護保険料 更正通知書兼特別徴収中止通知書 |
| 2 | 発送日 | 平成30年2月1日
平成30年3月1日
平成30年4月1日 |
| 3 | 項目 | 平成29年度介護保険料更正通知書
平成29年度介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書
平成30年度介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書 |
| 4 | 納付方法 | 年金からの特別徴収による |
| 5 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 6 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

甲府市告示第185号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成30年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書
甲府市介護保険料 納入通知書
甲府市介護保険料 納付書 |
| 2 | 発送日 | 平成29年12月1日
平成30年3月1日
平成30年4月1日 |
| 3 | 項目 | 平成29年度介護保険料更正通知書
平成29年度介護保険料納入通知書（平成29年度賦課分）
平成29年度介護保険料納入通知書（平成30年度賦課分） |
| 4 | 納期限 | 平成30年1月4日（6期）
平成30年4月2日（9期）
平成30年5月1日（過年1期） |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市市民部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課
窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

甲府市告示第186号

平成30年3月1日付け甲府市告示第78号の内容に係る訂正について、次のとおり告示する。

平成30年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

記

訂正する内容

甲府市告示第78号の指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示を次のとおり訂正する。

【訂正前】

1 介護保険事業所番号 1990100594

【訂正後】

1 介護保険事業所番号 1990100602

甲府市告示第187号

平成30年3月1日付け甲府市告示第77号の内容に係る訂正について、次のとおり告示する。

平成30年4月27日

甲府市長 樋口 雄一

記

訂正する内容

甲府市告示第77号の指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定の告示を次のとおり訂正する。

【訂正前】

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第及び
- (2) 1 介護保険事業所番号 1990100602

【訂正後】

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2 第1項及び
- (2) 1 介護保険事業所番号 1990100594

教育委員会

甲府市教育委員会告示第1号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、甲府市立学校校舎等使用料条例（有料運動施設）に係る施設の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

甲府市教育委員会
教育長 小林 仁

- 1 委託する相手方
所 在 別紙のとおり
名 称 別紙のとおり
- 2 委託する期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 委託する事務
学校開放事業（有料運動施設）に係る施設の使用料の収納事務

農業委員会

甲府市農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会4月定例総会を、平成30年4月27日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成30年4月23日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成30年5月告示分農用地利用集積計画について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第20号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年12月23日条例第49号）第8条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めたので公告する。

平成30年4月2日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建幸

負担区の名称	平成30年度賦課対象区域
市街化調整区域負担区	古府中町の一部（別添図のとおり）

任免辞令

(市長事務部局)

深 澤 勲

甲府市固定資産評価審査委員会委員に選任する

土 屋 美 果

甲府市一般職の任期付職員の採用及び
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市長直轄組織都市戦略室シティブロモーション課主事を命ずる
任期は平成33年3月31日までとする

三 枝 誠

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
総務部総務総室総務課主事を命ずる

小 林 達 哉

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
企画部リニア交通室交通政策課主任を命ずる

土 橋 昌 平
中 西 佑 里
高 山 翔
丹 澤 俊
小 川 桃 花

(各通)

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市民部市民総室市民課主事を命ずる

村 上 祐 悟
長 瀬 恭 映
芦 澤 真
遠 藤 大 珠
新 井 祐 貴

(各通)

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

市民部市民総室国民健康保険課主事を命ずる

渡 邊 和 奈
山 口 千 穂
齋 藤 諒
小 野 智 紀
深 田 亮 佑
古 川 琴 美
古 屋 大 樹

(各通)

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

市民部課税管理室市民税課主事を命ずる

山 宮 宏 介
尾 野 富 太
飯 田 祥 太
保 坂 潤 哉

(各通)

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

市民部課税管理室資産税課主事を命ずる

高 村 豪
末 木 幸太朗

(各通)

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

市民部収納管理室収納課主事を命ずる

畑 川 大 地
佐 野 主 真

(各通)

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

市民部収納管理室滞納整理課主事を命ずる

三 科 進 吾

技術職員に採用する

薬剤師を命ずる

福祉保健部福祉保健総室衛生薬務担当課長を命ずる

任期は平成33年3月31日までとする

中 村 精 太
本 多 悦 子

(各通)

技術職員に採用する

薬剤師を命ずる

福祉保健部福祉保健総室保健所設置課技師を命ずる

中 込 大 貴

技術職員に採用する

獣医師を命ずる

福祉保健部福祉保健総室保健所設置課技師を命ずる

谷 啓 之

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

福祉保健部福祉保健総室健康増進課主事を命ずる

前 田 恵 美

技術職員に採用する

保健師を命ずる

福祉保健部福祉保健総室健康増進課技師を命ずる

花 木 怜 子

技術職員に採用する
管理栄養士を命ずる
福祉保健部福祉保健総室健康増進課技師を命ずる

丸 山 久美子

甲府市一般職の任期付職員の採用及び
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき
技術職員に採用する
保健師を命ずる
福祉保健部福祉保健総室健康増進課技師を命ずる
任期は平成33年3月31日までとする

岸 本 英里香

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部長寿支援室生活福祉課主事を命ずる

野 中 和 明

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部長寿支援室高齢者福祉課主事を命ずる

弦 間 彰 悟
志 村 亜由美
土 橋 健太郎

(各通)

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部長寿支援室介護保険課主事を命ずる

兵 道 理 沙
繪 上 翔
上 田 雄 基
河 野 裕 貴
鈴 木 悠 介

(各通)

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部長寿支援室障がい福祉課主事を命ずる

山 口 彩 子
杉 下 多恵子

(各通)

甲府市一般職の任期付職員の採用及び
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
福祉保健部長寿支援室障がい福祉課主事を命ずる
任期は平成33年3月31日までとする

田 中 沙 季

事務職員に採用する
社会福祉士を命ずる
福祉保健部長寿支援室障がい福祉課主事を命ずる

中 村 円 香

技術職員に採用する
保健師を命ずる
福祉保健部長寿支援室障がい福祉課技師を命ずる

市 川 智 子
内 藤 宙

(各通)

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども支援課主事を命ずる

高 橋 麻 梨
森 屋 啓 子

(各通)

甲府市一般職の任期付職員の採用及び
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども支援課主事を命ずる
任期は平成33年3月31日までとする

田 草 川 友
伊 藤 晃 輝

(各通)

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる

若 月 美佐保

甲府市一般職の任期付職員の採用及び
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる
任期は平成33年3月31日までとする

河 西 多英子
鶴 岡 奈々
林 優子
臼 井 真依

(各通)

事務職員に採用する
保育士を命ずる
子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる

山 崎 美 保

甲府市一般職の任期付職員の採用及び
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき
事務職員に採用する
保育士を命ずる
子ども未来部子ども未来総室母子保健課主事を命ずる
任期は平成33年3月31日までとする

菊 島 叶 子
萩 原 早 希

(各通)
技術職員に採用する
保健師を命ずる
子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる

伊地知 玲 子

甲府市一般職の任期付職員の採用及び
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき
技術職員に採用する
保健師を命ずる
子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる
任期は平成33年3月31日までとする

幡 野 宏 貴

技術職員に採用する
水質検査職を命ずる
環境部環境総室環境保全課技師を命ずる

橘 田 舜 平

技術職員に採用する
土木職を命ずる
産業部農林振興室農政課技師を命ずる

中 丸 元 暉

技術職員に採用する
林業職を命ずる

産業部農林振興室林政課技師を命ずる

小 俣 純 也

技術職員に採用する

土木職を命ずる

建設部まち開発室都市整備課技師を命ずる

向 井 啓 輔
金 丸 榛 奈
水 口 昂 浩
一 瀬 七 歩 輝

(各通)

技術職員に採用する

建築職を命ずる

建設部まち保全室道路河川課技師を命ずる

西 岡 宏

技術職員に採用する

医師を命ずる

市立甲府病院診療部形成外科医長を命ずる

敖 礼

技術職員に採用する

医師を命ずる

市立甲府病院診療部産婦人科医師を命ずる

高 田 ひとみ

技術職員に採用する

医師を命ずる

市立甲府病院診療部消化器内科医長を命ずる

秋 山 大 一 郎

技術職員に採用する

医師を命ずる

市立甲府病院診療部腎臓内科長を命ずる

原 井 望

技術職員に採用する

医師を命ずる

市立甲府病院診療部糖尿病・内分泌内科医師を命ずる

眞 田 和 歩

技術職員に採用する

理学療法士を命ずる

市立甲府病院診療部技師を命ずる

小 澤 恵 理

技術職員に採用する

臨床検査技師を命ずる

市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

横 森 裕 一
石 山 栄 治

(各通)

技術職員に採用する

診療放射線技師を命ずる

市立甲府病院放射線部技師を命ずる

宮 澤 里 奈
渡 邊 佳 之
菊 池 啓 悦

(各通)

技術職員に採用する

薬剤師を命ずる

市立甲府病院薬剤部技師を命ずる

長 坂 恵美里
岩 間 隆 明
浅 川 ま ゆ
佐 藤 舞 香
市ノ瀬 美佐子
市 村 瑠 衣
相 川 美 咲
能 登 洋 平
村 上 涼 乃
石 原 裕 治
小 泉 道 也

(各通)

技術職員に採用する

看護師を命ずる

市立甲府病院看護部技師を命ずる

伊 藤 暖 乃

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
教育委員会に出向させる

薬 袋 哲 男

甲府市一般職の任期付職員の採用及び
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき
技術職員に採用する
建築職を命ずる
教育委員会に出向させる

雨 宮 春 哲

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

久 松 丈
金 子 悠 輝
山 寺 雄 基
水 上 直 紀
立 川 大 貴
内 藤 裕 己

(各通)

技術職員に採用する
土木職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

原 勝 一
清 水 大 地

(各通)

技術職員に採用する
水質検査職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

中 村 太 一

技術職員に採用する
電気職を命ずる
甲府市上下水道局に出向させる

以 上 発 令 日 平 成 3 0 年 4 月 1 日

福祉保健部	福祉保健総室	健康増進課	技師	小 倉 遙 香
市立甲府病院	診療部	消化器内科	医長	廣 瀬 純 穂
市立甲府病院	看護部		技師	滝 口 奈美子
市立甲府病院 (各通)	看護部		主任	向 井 友 実

退職を承認する

以 上 発 令 日 平 成 3 0 年 4 月 3 0 日

(教育委員会)

金 子 誠 司

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
教育部生涯学習室歴史文化財課係長を命ずる

以 上 発 令 日 平 成 3 0 年 4 月 1 日